

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	外国人学校保護者補助	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島 明光
		担当者名	松本 和之	内線	3 8 1 1
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	外国人学校保護者補助（20-94-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠法令等	荒川区外国人学校生徒等保護者補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成[04]			
	施策	小中学校・幼稚園の運営[04-07]			
目的	外国人学校の在籍生徒等の保護者に対し授業料の一部を補助することにより、保護者負担の軽減を図る				
対象者等	次の各号に掲げる全ての要件を満たす保護者 (1) 生徒等と同一の世帯に属しているもので、かつ、外国人学校に授業料を納入した者。（ただし、当該年度の4月1日以降、荒川区において外国人登録法（昭和27年法律第125条）に規定する外国人登録原票に記載されているもの、または記載されていた者に限る） (2) 原則として、前年度の住民税及び国民健康保険料を滞納していない者 (3) 原則として、法令等の規定により区長に対し住民税に係る申告書の提出を要する場合は、前年度及び当該年度の申告書を提出している者				
内容	1 実施方法 ：各保護者の申請に基づき、支払を行う。ただし、保護者から申請等に関する委任を受けた学校については、学校からの申請に基づき、支払を行う。 2 対象者への周知 ： (1) 区報(4月号)に掲載 (2) 前年度補助対象学校(区外含む)へ在校生の有無を確認 3 補助額 ：7,000円/月 4 補助対象課程 ：幼稚園・小学校・中学校課程 5 補助対象校 ：朝鮮学校・韓国学校・中華学校・その他（インターナショナルスクール等） 6 支払時期 ：原則半期ごと（10月、3月）				
経過	区内にある東京朝鮮第一幼初中級学校在校生保護者（小・中学校相当課程（初・中級部）のみ）への補助として事業開始 開始時1,000円/月、その後、昭和61年に2,000円、平成2年に3,000円、平成3年に4,000円、平成4年に6,000円、平成7年に7,000円に引き上げた。 平成8年度：幼稚園相当課程（幼級部）の保護者まで対象を拡大（補助単価3,500円/月） 平成10年度：補助対象者をすべての外国人学校在校生の保護者に拡大した。 平成11年度：幼稚園相当課程の補助単価を4,000円に引き上げた。 幼稚園相当課程補助単価を平成14年度から3ヵ年で1,000円ずつ引き上げ、小・中学校相当課程と同じ7,000円とした。				
必要性	外国人学校の授業料は、国公立小中学校が無料であることに比べかなり高額であり、保護者の負担が大きいため、負担の軽減が求められている。 また、外国人であっても、日本人と同様に納税しており、反対給付を受ける権利があることから考えて、初等教育については、過度な負担とならないよう一定の配慮が必要。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		16,944	16,980	16,308	14,205	15,582	15,449	14,840
決算額（19年度は見込み）		15,865	15,528	13,659	13,153	14,427	13,314	14,840
人件費						1,207	427	
【事務分担量】（%）						14	5	
合計（+）		15,865	15,528	13,659	13,153	15,634	13,741	14,840
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		15,865	15,528	13,659	13,153	15,634	13,741	14,840
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	補助対象学校				3	2	4	4
	補助者数(延べ数)	2,392	2,304	1,985	1,879	2,061	1,902	2,120
	幼稚園相当課程	293	300	236	276	227	204	210
	小学校相当課程	1,411	1,290	1,121	1,039	1,209	1,096	1,180
中学校相当課程	688	714	628	564	625	602	730	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	14,427	その他の補助及び交付金	13,314	その他の補助及び交付金	14,840

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	補助者数（実人数）[人]	159	177	164	176		
	補助率（人数ベース）[%]	95.8	92.2	94.2	100	100	補助者数/在校生数（「調書」提出者数） 税額未申告者、滞納者は支払い無し

（問題点・課題分析）	所得制限がないため、他の補助金・手当との不公平を指摘されている。
他区の実施状況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>22区平均（平成17年度単価） 約7,900円（月額） 新宿区のみ所得制限あり</p> <p>最高額（江戸川）月額16,000円 最低額（千代田、新宿、杉並、足立）月額6,000円</p> <p>対象学校（17年度予定）</p> <p>朝鮮学校のみ1区（港）、朝鮮・韓国学校のみ1区（練馬）</p> <p>朝鮮・韓国・中華学校（11区）：中央、新宿、文京、北、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、江東、江戸川</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	同種補助金との比較や他区の動向を勘案しながら事業継続について検討する必要がある。

（状況）	（要旨）	（質問）	（状況）
------	------	------	------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	奨学資金貸付金	部課名	教育委員会事務局学務課	課長名	三枝直樹
		担当者名	山本博章	内線	3331
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	奨学資金貸付金（37-60-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	45 年度	根拠	荒川区奨学資金貸付条例、同施行規則、荒川区奨学資金貸付事務取扱要領、荒川区奨学生選考審査会要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成[04]			
	施策	確かな学力の定着・向上[04-01]			
目的	荒川区に居住する、高等学校又は高等専門学校に在学(入学を許可された場合を含む。以下同じ。)し、成績優秀、心身健全にして、かつ、経済的理由により修学困難な者に対して修学上必要な学資金を貸し付け、もつて有用な人材を育成することを目的とする。				
対象者等	荒川区奨学資金貸付条例第2条に該当する者 (1) 貸付けの1年前から引き続き区内に住所を有する者であること。 (2) 同種の奨学金を他から借り受けていないこと。 (3) 貸付けを受ける当初は、高等学校等の第1学年に在学すること。 (4) 高等学校等に在学し、成績優秀、心身健全にして、経済的理由により修学困難な者であること。				
内容	<選考> 審査会において、人物・健康状態・学資状態・学業成績等を審査し、貸付の可否を決定する。 <届出> 在学中、毎学年末に学業成績を提出 休学、復学、転学、退学、身分、住所等の変更など <貸付額> 入学準備金（決定者に対して、3月中旬頃に一括交付） 公立 85,000円、私立 240,000円 修学資金（四半期分をまとめて交付 5月、7月、10月、1月） 公立 月額 @14,000円（年額168,000円）、私立 月額 @26,000円（年額312,000円） <償還> 入学準備金とあわせて、貸付終了後（上級学校に進学したときは、その学校を卒業後）1年を経過した後、10年以内に償還する。（年賦、半年賦、月賦）。無利子。				
経過	貸付者総数 707人（昭和45年～平成19年度生まで）				
必要性					
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	7,116	8,377	11,691	14,065	15,726	13,856	10,573
	決算額（19年度は見込み）	7,116	8,377	11,691	12,730	12,442	13,816	10,573
	人件費					3,017	2,562	
	【事務分担量】（%）					35	30	
	合計（+）	7,116	8,377	11,691	12,730	15,459	16,378	10,573
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	7,116	8,377	11,691	12,730	15,459	16,378	10,573
	実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
	貸付者(新規・継続)	21	27	38	53	49	47	50
	申込者数	9	31	28	27	19	20	37
	東京都育英資金予約募集申込者	9	7	2	5	8	24	21
	同 決定者	8	6	2	4	7	22	21

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	貸付金	入学準備金、修学資金	12,442	入学準備金、修学資金	13,816	入学準備金、修学資金	10,522
	役務費			郵便料	0	郵便料	51

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	新規申込者に対する採用率（％）	70.0	63.2	80.0	83.7	70.0	採用数 / 申込者数
	現年度調定額に対する償還額の割合（％）	64.1	70.6	77.9	78.0	80.0	償還額 / 調定額

（問題点・課題）	債務者間の負担の公平を確保するため、貸付金の滞納対策の強化を図る必要がある。 なお、荒川区以外の奨学金制度についても幅広く区民に周知し、母子家庭の世帯には東京都母子福祉資金貸付金制度を、成績要件を満たさない生徒であれば、東京都育英資金の貸付金等を勧めていく。
地区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 中央区・練馬区は未実施

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
債権管理委員会による対策の検討	督促・回収の体制確立による収納率の向上

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	類似制度との役割分担を整理した上で、引き続き実施する必要がある。

況議会（要旨）	H14 一定 「奨学金の内容改善及び利用促進」 H14 三定 「日本育英会奨学金制度の廃止撤回と奨学金制度の拡充を求める陳情書」不採択
---------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	特別支援学級運営	部課名	教育委員会事務局学務課	課長名	三枝直樹
		担当者名	大駒千恵子	内線	3334
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	特別支援学級運営（39-40-50-01・41-24-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 29 年度	根拠	学校教育法第75条（特殊学級の設置）		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成[04]			
	施策	小中学校・幼稚園の運営[04-07]			
目的	障がいの克服に必要な教育環境の整備及び教育内容の充実を図ることにより、特別支援学級児童・生徒に対し、学校教育法第17条及び第35条の目的を実現する。 第17条：小学校は、心身の発達に応じて初等普通教育を施すことを目的とする。 第35条：中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等普通教育を施すことを目的とする。				
対象者等	区立小・中学校通常学級に在籍する心身に障がいのある児童及び生徒				
内容	心身に障がいがあるため通常学級では十分な教育効果をあげることが困難な児童・生徒たちのために、その障がいの状態や特性・年齢に応じてよりよい環境をつくり、社会活動に積極的に参加できるように指導する。 実施事業：特別支援学級運営、都立特別支援学校などの就学や転学相談、特別支援学級見学会・就学相談委員会・特別支援学級合同行事（宿泊学習、学芸会など） 設置校（18年5月現在）：固定学級（知的障がい）...第六瑞光小、峡田小、尾久西小、大門小、第一中、尾久八幡中 通級学級...第三峡田小（難聴・言語障がい）、第四峡田小（情緒障がい）、第九中（情緒障がい）				
経過	文部科学省「21世紀の特殊教育のあり方に関する調査研究協力者会議」答申 平成15年4月 尾久八幡中に心身障害学級を設置。 平成15年12月「これからの東京都の特別支援教育の在り方について」（最終報告） 平成16年11月「東京都特別支援教育推進計画」				
必要性					
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 常勤：就学相談担当係長、非常勤：就学相談員1、言語相談員1、情緒障害相談員1、難聴囁託医1、特別支援教育指導指導相談員2、臨時職員：特別支援学級介助員 小学校9人<うち8時間勤務8人、6時間勤務1人>、中学校3人<8時間勤務3人>				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	25,465	32,221	34,175	38,590	37,780	37,017	35,563
	決算額（19年度は見込み）	22,460	30,006	31,009	33,289	27,781	26,671	35,563
	人件費					4,310	3,416	
	【事務分担量】（%）					50	40	
	合計（+）	22,460	30,006	31,009	33,289	32,091	30,087	35,563
	国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	22,460	30,006	31,009	33,289	32,091	30,087	35,563
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	固定学級（知的障害）数	68	79	82	94	85	82	95
	通級学級（難語・情緒）数	66	68	68	63	59	61	63
	児童・生徒数 計	134	147	150	157	144	143	158

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	就学相談員報酬	4,344	就学相談員報酬	3,065	就学相談員報酬	4,395
	共済費	社会保険、厚生年金保険料	2,421	社会保険、厚生年金保険料	1,675	社会保険、厚生年金保険料	2,346
	賃金	介助員等	18,328	介助員等	16,373	介助員等	19,301
	委託料	精密心理検査等	1,309	精密心理検査等	1,101	精密心理検査等	1,367
	旅費	就学相談員等旅費	28	就学相談員等旅費	25	就学相談員等旅費	380
	使用料及び賃貸料	合同宿泊学習代等	1,626	合同宿泊学習代等	1,870	合同宿泊学習代等	1,861
	需用費	合同宿泊賄費等	3,926	合同宿泊賄費等	2,689	合同宿泊賄費等	3,879

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	特別支援学級の設置数（校）	小・9 中・3	小・9 中・3	小・9 中・3	小・9 中・3	小・9 中・3	
		介助員（人）		12	12	12	15

（問題点・課題）	特別支援教育の充実に向け、教育委員会の事務局内の「特別支援教育推進委員会」においての更なる検討をしていく。 また、特別支援教育の基本的考え方である「支援をつなぐ就学相談」の実現のため就学支援計画を確立する。
他区の実況	（実施 23 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
小・中学校の情緒障がい等通級指導学級の設置校を増やす。	増加する発達障がいの児童・生徒の受け入れ先を増やすことによって、適切な指導を受けられ、通常の学級での安定が図れる。
専門家チームを作り、就学相談員会の充実を図る。	教育・医療・福祉等の地域ネットワークを強化し、障がいのある子どもたちを支援していく就学相談の充実が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	特別支援教育の動向を踏まえ、今後充実して実施していく必要があり、優先度は極めて高い。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	特別支援教育指導相談員派遣事業	部課名	教育委員会事務局学務課	課長名	三枝 直樹
		担当者名	大駒 千恵子	内線	3334
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	心身障害児指導相談員（39-49-60-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	14 年度	根拠	学校教育法第75条（特殊学級の設置）	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成[04]			
	施策	小中学校・幼稚園の運営[04-07]			
目的	心身に障がいのある児童・生徒の在籍する通常学級に、障害児教育等に知識を有する指導相談員を派遣し、学級の学習活動を補助するなどを通じて当該児童の発達状況を把握し、保護者との相談や助言を行い、より良い教育環境の確保を目指していく。				
対象者等	区立小・中学校通常学級に在籍する心身に障がいのある児童及び生徒				
内容	障がいのある児童・生徒が適切な教育環境を選択できるよう、通常学級入学後も継続的に保護者と相談を行う。				
経過	平成17年度は、小学校6校9名、中学校1校1名に2名の相談員を派遣。 また、試行として幼稚園2園に相談員を派遣。				
必要性	派遣対象児童・生徒の保護者と相談員が、学級内での当該児童生徒の様子を一緒に把握することにより、当該児童生徒の持つ課題や問題点等をより正確に把握することができる。このことにより保護者が家庭での学習方法の見直しや、より良い教育環境について考えるきっかけとなっている。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額		3,235	7,167	7,107	7,054	7,070	7,080	
決算額（19年度は見込み）		3,030	6,091	6,032	5,977	6,097	7,080	
人件費					4,310	3,416		
【事務分担量】（%）					50	40		
合計（+）	0	3,030	6,091	6,032	10,287	9,513	7,080	
国（特定財源）			0	0	0	0	0	
都（特定財源）			0	0	0	0	0	
その他（特定財源）			0	0	0	0	0	
一般財源	0	3,030	6,091	6,032	10,287	9,513	7,080	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
			2	2	2	2	2	2
				9	7	小9人	小7人	小4人
						中1人	中1人	中1人
						幼3人		

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	指導相談員報酬等	5,261	指導相談員報酬等	5,425	指導相談員報酬等	6,195
	共済費	社会保険料、厚生年金保険料	654	社会保険料、厚生年金保険料	619	社会保険料、厚生年金保険料	758
	特別旅費	費用弁償	59	費用弁償	56	費用弁償	127

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	指導相談員派遣状況（人）	7	13	8	5	-	派遣人数

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、児童によっては、1年の派遣期間では派遣の効果が十分に表われないケースがあることから、実施の方策について再度検討する必要がある。 ・平成17年度幼稚園において指導相談員の派遣を試行で2園において実施した。「場を決定する就学相談」から「支援をつなぐ就学相談」へと転換を図ることが大切なので幼稚園への指導相談員の派遣の充実を図る必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 区 未実施 区 ）</p> <p>「特別支援教育指導相談員派遣事業」は、23区においては荒川区のみの実施となっている。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
子どもの状況に応じて派遣期間の延長を検討する。	時間をかけて指導することによって、派遣の効果が表われる。
幼稚園において試行の実施園を増やす。	就学時のみならず就学前から就学後までの就学相談・指導が、来年度から実施される特別支援教育において一層重要な役割を担うこととなる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	心身障害児等が学校に適應できるよう指導を行うなど、特別支援教育の方向に沿った事業として、今後の動向を踏まえ充実する必要があり、優先度は極めて高い。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	特別支援教育補助員の配置	部課名	教育委員会事務局学務課	課長名	三枝直樹
		担当者名	大駒千恵子	内線	3334
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	特別支援教育推進費（37-80-25-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠	学校教育法施行令第18条の2	
終期設定	有 無	年度	法令等	学校教育法施行規則の一部改正	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成[04]			
	施策	小中学校・幼稚園の運営[04-07]			
目的	通常の学級に在籍する教育上特別の支援を要する児童・生徒への対応を図るため				
対象者等	区立小・中学校に在籍する行動面に著しい困難を示すなど教育上特別の支援を必要とする児童・生徒				
内容	心身に障がいがあるため通常学級では十分な教育効果をあげることが困難な児童・生徒たちのために、教員を補助する臨時職員を配置する。 実施事業：児童・生徒の学習・学校適応の補助、移動教室など宿泊を伴う学習活動の補助 配置人数：10人（19当初予算） 小中学校全校に1人配置（19予備費で対応）				
経過	以前から通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への補助をする人員の配置の要求があった。これまで、荒川区は通常の学級に在籍する児童・生徒への対応は保護者が行っていた。				
必要性	学校教育法等の改正において、小・中学校等に在籍する教育上特別な支援を必要とする障がいのある児童生徒に対して、障がいによる困難を克服するための教育を行うことが位置づけられた。このうち、小・中学校には学校教育法施行令第5条に定める認定就学者をはじめ、様々な障害を持つ児童生徒が在学しており、特に通常の学級においてはLD,ADHD,高機能自閉症等の児童生徒が約6%の割合で在籍している可能性が示されている。このような状況を踏まえ、小・中学校において、様々な障がいを持つ児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う補助員が必要である。				
実施方法	直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 臨時職員：特別支援教育補助員 33人（各校1人、加配あり）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額							15,012	
決算額（19年度は見込み）							15,012	
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（+）							15,012	
国（特定財源）							0	
都（特定財源）							0	
その他（特定財源）							0	
一般財源							0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	区立小学校							8人
	区立中学校							2人

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金					一般賃金	13,040
	共済費					共済費	1,854
	旅費					特別旅費	118

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	小・中学校全校に補助員を配置する。				33人	66人	東京都の調べによれば、通常の学級においてLD・ADHD等の児童・生徒が約6%の割合で在籍している可能性があるため。

（問題点・課題分析）	特別支援教育の充実に向け、教育委員会の事務局内の「特別支援教育推進委員会」においての更なる検討をしていく。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	A	LDやADHDのある児童・生徒等に対して適切な教育を行うために必要である。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	就学援助費（就学奨励費を含む）	部課名 担当者名	教育委員会事務局学務課 田中 亜弥	課長名 内線	三枝 直樹 3337
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	就学援助事務運営費（37546601） 各種援助費（40125001） 各種援助費（41565001）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	31 年度	根拠	教育基本法3条、学校教育法25条、40条、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励につ	
終期設定	有 無	年度	法令等	いての国の援助に関する法律、学校給食法7条2項、荒川区実施要綱等	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価 事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成[04]			
	施策	確かな学力の定着・向上[04-01]			
目的	<p>【就学援助費】 経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し学用品費、学校給食費等を給与することにより、教育の機会均等と義務教育の円滑な実施に資する。</p> <p>【就学奨励費】 特別支援学級に通学する児童・生徒の保護者に対し学用品費、学校給食費等を給与することにより、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及を図る。</p>				
対象者等	<p>【就学援助費】 区内に住所を有し、公立小・中学校に児童・生徒を通学させている保護者。</p> <p>【就学奨励費】 区内に住所を有し、公立小・中学校の心身障害学級に児童・生徒を通学させている保護者。</p>				
内容	<p>【就学援助費】 生活保護受給者（要保護者）又はそれに準ずると教育委員会が認めた者（準要保護者＝世帯の前年分の総所得額が、生活保護需要額の1.1倍以内の者）に対し、次の各費用を支給する（要保護者は、 、 、 、 のみ、他の費目は生活保護で支給）。</p> <p>学用品費 学校給食費 入学準備金 修学旅行費 遠足費 移動教室費 夏期施設費 クラブ活動費 卒業記念アルバム費 医療費（学校病のみ） 通学費（特別支援学級のみ） 17年度から国庫補助対象費用となるのは、要保護者分のみ。</p> <p>【就学奨励費】 就学援助を受給していない者のうち、公立の特別支援学級へ通学する児童・生徒の保護者に対し次の区分に応じて各費用を支給する（認定基準については、国庫補助基準で実施）。</p> <p>(1)世帯の前年分の総所得から社会保険料控除等を差し引いた額が、生活保護需要額の2.5倍以内の者 学用品費 遠足費 学校給食費 入学準備金 修学旅行費 通学費 職場実習交通費 宿泊を伴う校外活動費</p> <p>(2)世帯の前年分の総所得から社会保険料控除等を差し引いた額が、生活保護需要額の2.5倍以上の者 通学費 職場実習交通費</p>				
経過	この事業は、昭和40年度に都区制度改革の一環として、実施主体が都から区に変更された。その際、各特別区間で同一基準を設けるため、都の指導のもと特別区教育長会において就学援助対象者認定のための目安が制定された（生活保護需要額の1.5倍）。その後、荒川区では昭和58年に認定基準をより公平かつ区の実態に即したものとするため、生活保護需要額の1.1倍に変更した。				
必要性	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村が必要な援助を与えることが学校教育法等で定められている。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>【就学援助費】区立小中学校就学者は字校を通して、区域外就学者は学務課に直接申請をする。申請は随時受付（ただし、補助対象となるのは申請月の分から）。補助費支給は、区立小中学校在籍者は教育委員会から直接個人の口座へ振替（学期ごと）、区域外就学者は直接個人の口座へ振替（年度末）。【就学奨励費】区立小中学校就学者は字校を通して、区域外就学者は学務課に直接申請をする（10月中旬）。補助費支給は、直接個人の口座へ振替（年度末）。</p>				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
		予算額	266,438	280,333	301,844	321,682	332,451	312,972
	決算額（19年度は見込み）	236,678	256,496	274,154	284,894	286,509	289,310	319,943
	人件費					15,083	13,664	
	【事務分担当】（%）					175	160	
	合計（+）	236,678	256,496	274,154	284,894	301,592	302,974	319,943
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	236,678	256,496	274,154	284,894	301,592	302,974	319,943
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	認定率（小学校）	27.57%	29.42%	31.16%	30.95%	30.88%	34.34%	
	認定率（中学校）	29.29%	32.75%	34.54%	36.12%	34.99%	35.15%	
	認定率（合計）	28.07%	30.38%	32.55%	32.43%	32.05%	31.69%	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費	就学援助		285,046	就学援助	287,540	就学援助	317,997
	就学奨励		1,463	就学奨励	1,770	就学奨励	1,946
	事務補助		376	事務補助	358	事務補助	363
一般賃金							

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	認定率（小学校）（%）	30.95	30.88	34.34	27.52	-	認定者数 / 児童生徒数（5月1日現在）
	認定率（中学校）（%）	36.12	34.99	35.15	32.90	-	認定者数 / 児童生徒数（5月1日現在）
	認定率（合計）（%）	32.43	32.05	31.69	29.03	-	認定者数 / 児童生徒数（5月1日現在）

（問題点・課題）	<p>認定基準額について、23区の大半が生活保護需要額の1.2倍程度としており、学校納付金の滞納問題、区民からの要望等、検討する必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区） 22区が認定基準額を「所得額」（総所得額）としており、足立、葛飾、荒川の3区が生保需要額の1.1倍。ほかの19区は1.18～1.26倍の範囲。江戸川区は認定基準収入を「収入額」としており、認定基準を生保需要額の1.5倍としている。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	義務教育の円滑な実施を図るため必要な支援である。

（状況）	<p>H14三定 認定基準の引き上げを（他区は1.2倍）、所得制限の緩和を H15一定 認定基準の見直しを</p>
------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	中学校進路指導協議会	部課名	教育委員会事務局指導室	課長名	田淵 貢造
		担当者名	平岡 栄一	内線	3386
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	中学校進路指導協議会(38-30-36-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	5 年度	根拠	教育公務員特例法19、20条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律23条の8、45条 荒川区中学校進路指導問題協議会設置要項	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成[04]			
	施策	小中学校・幼稚園の運営[04-07]			
目的	これからの中学校における進路指導を円滑に進めるため、荒川区の実状に即して、中学校における進路指導の内容・方法等を、総合的な見地からその在り方について検討・協議等を行うことを目的として荒川区進路指導協議会を設置している。				
対象者等	中学校1学年、2学年、3学年、教員				
内容	<p>1 中学校進路指導協議会 これからの 中学校における進路指導を円滑に進めるため、荒川区の実状に即して、中学校における進路指導の内容・方法等を、総合的な見地からその在り方について検討・協議等を行うことを目的に設置した。</p> <p>2 「生き方トーク」（平成11年度新規事業） 地域で活躍する職業人や有識者等から生き方についての話を書くことを通し、中学生が自らの生き方を主体的に考えられるようにする機会とする。 ・実施方法や人選は各学校で工夫し、各学校で年間2回（1回2時間）実施する。</p>				
経過	<p>1 協議会 ・平成5年度は、文部省による「業者テストの偏差値を用いない高校入試の改善」（平成5年2月）の通知を受け、中学校第3学年時の進学指導の適切な対応策を中心に協議し、各中学校に種々提言した。 ・平成6年度以降、平成13年度まで中学校進路指導の手引（進路学習ノート）を作成し、配布した。</p> <p>2 生き方トーク 人生の先輩である優れた方に、人生観や職業観を生徒に直接語っていただく機会として、平成11年度より実施している。年間2回（1回2時間）実施で平成18年度まで継続した。本事業は19年度よりふれあい教育の推進事業に移行する。</p>				
必要性	勤労留学等を中学校進路指導協議会でとりあつかうことも今後必要になってくると思われる。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常は 非常勤 臨時職員 ） 協議会は必要に応じて開催している。				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	1,755	520	468	468	364	364	0
	決算額（19年度は見込み）	1,451	348	293	352	305	311	0
	人件費					0	344	
	【事務分担量】（%）					0	4	
	合計（+）	1,451	348	293	352	305	655	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,451	348	293	352	305	655	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	生き方トーク	各校2回	各校2回	各校2回	各校2回	各校2回	各校2回	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	生き方トーク講師謝金	305	生き方トーク講師謝金	311		0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	実施回数	95.0%	100.0%	100.0%	-	-	実績 / 予定回数 平成19年度はふれあい教育の推進事業に移行

(問題点・課題分析)	同様多種の事業（ようこそ青年海外協力隊）などとの差別化、役割分担を明確にすることが必要。
他区の実況	（実施 11 区 未実施 11 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
進路指導の年間計画に位置付け、ねらいを明確にする。	進路指導の一環のなかで、効果的な授業を行うことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	他の類似事業を整理した上で継続の是非について検討を行う。

(議会議案要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	外国籍児童・生徒の日本語教室の充実	部課名	教育委員会事務局指導室	課長名	田淵 貢造
	実	担当者名	柿沼 広美	内線	3386
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	外国籍児童・生徒の日本語教室の充実(38-35-16-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠	地方教育行政の組織及び、運営に関する法律 23条の	
終期設定	有 無	年度	法令等	5、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成[04]			
	施策	小中学校・幼稚園の運営[04-07]			
目的	日本語指導が必要な外国籍児童・生徒に対する適切な学校教育の機会の確保が課題となっており、編入学当初の日本語の指導と生活適応指導とを目的とした日本語教室及び日本語個別指導教室を開き関係児童・生徒の学校生活の充実を図る。				
対象者等	荒川区立学校に在籍する外国籍児童・生徒のうち本人及び保護者が入級を希望し、当該児童生徒が在籍する荒川区立学校の校長から要請があった者。				
内容	<p><ハートフル日本語適応指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の児童・生徒に学校生活への適応を目指した初期の日本語指導を行う。 一人あたり編入学後3ヶ月以内に、児童・生徒の実態に応じて、基本的な日本語の指導、学校生活への適応指導の補助、保護者対応の補助を行う。原則として1回2時間週3回の実施とする。 ・講師については、区広報、国際交流協会、大学等を通じて募集する。 ・平成19年度より、学校教育ビジョン重点事業として実施する。 				
経過	<p>平成17年度 ...日本語教室：毎週水曜日 1回2時間×41回 （韓国・朝鮮語...二日小、峡田小 中国語...瑞光小、ひぐらし小、諏訪台中） ...日本語個別指導教室：1回2時間×24回 （タガログ語...四峡小、尾久八幡中 英語...ひぐらし小、三中 中国語...尾久、三日、九中）</p> <p>平成18年度 ...日本語教室：前年度と同じ ...日本語個別指導教室：1回2時間×24回 （タガログ語...汐入小、尾久小、尾久西小、五中、原中 英語...九峡小）</p> <p>平成19年度 ...本事業をさらに充実させるため、学校教育ビジョン重点事業に移行、新規事業として実施する</p>				
必要性	該当する児童・生徒が、日本語に対応することで学校生活の充実を図るために不可欠。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	2,130	2,154	2,154	2,154	2,154	2,052	0
	決算額(19年度は見込み)	2,010	1,740	1,926	1,530	2,088	1,778	0
	人件費					1,293	259	
	【事務分担量】(%)					15	3	
	合計(+)	2,010	1,740	1,926	1,530	3,381	2,037	0
	国(特定財源)							
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	2,010	1,740	1,926	1,530	3,381	2,037	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	日本語教室(拠点校数)	5	6	6	5	5	5	
	日本語教室(個別指導人数)	7	4	6	3	8	6	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	日本語教室	1,104	日本語教室	1,140		0
		個別指導	984	個別指導	648		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	在籍者数(拠点校)	38名在籍	32名在籍	43名在籍			拠点校に在籍する児童・生徒数 19年度から別事業へ移行
	在籍者数(個別指導)	3名実施	8名実施	6名実施			個別指導を受けている児童・生徒数 19年度から別事業へ移行

(問題点・分析課題)	<p>設置校に通級する生徒数が増えると指導の効率が悪化する。 児童・生徒への指導だけでなく、保護者への連絡、面談等における通訳等の措置も合わせて考える必要がある（特に進路を控えた中学生） 日本語指導が必要な外国籍生徒が多数在籍する学校においては、週1回2時間の教室を2回開催する必要がある。 日本語個別指導の人数は予測できないが、3人は超えると思われる、予測措置が必要。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
タガログ語の教室設置を検討する。	申込数の増加に対応が可能となる。
習熟の程度が在日期間による入室制限を検討する。	通級者の増加に対応が可能となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	言語が学習活動の支障とならないよう、外国籍児童生徒を支援する必要がある。荒川区の地域事情を踏まえ、今後充実すべきであり、優先度は高い。

議（要旨）	
-------	--